

水俣城跡発掘調査出土遺物等整理業務仕様書

1 業務内容

令和2年度に水俣市が実施した、水俣城跡発掘調査による出土遺物等の二次整理で、以下の作業を行うものである。

業務の詳細な仕様等については、別紙「水俣城跡発掘調査出土遺物等整理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおりである。

(1) 別表に掲げる遺物に対し、以下の作業を行う。

①遺物の実測、遺物実測図のデジタルトレース 63点

※陶磁器は内外面ほか必要面をデジタルカメラで撮影し合成する（補正含む）作業含む。

※②で採拓したものは、拓本をスキャナで取り込み合成する。

②拓本（別表で指定のあるもの） 18点

③遺物写真撮影 63点

④遺物観察表作成 63点

⑤遺物所見作成 63点

(2) 遺構実測図デジタルトレースを行う。

①土層断面図等の各種図面（A2サイズ） 21枚

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 資格要件

(1) 本業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、熊本県内に本社、本店、営業所及び支店等を置く者とする。

(2) 受託者は、平成28年度（2016年度）以降、官公庁が発注する中・近世を主体とする遺跡の発掘調査に関連する業務（※「発掘調査に関連する業務」とは、現場における発掘調査若しくは遺物整理・遺物実測・遺物実測図デジタルトレース・写真撮影・報告書作成業務等の遺物整理作業をいう。以下同じ。）を元請として受注し、完了した実績を有すること。

(3) 受託者は、本業務にあたり主任調査員1名を選任するものとする。

(4) 主任調査員は、受託者の正社員とし、受託者の県内の本社（本店）若しくは営業所に属する者とし、下記に示す要件を満たす者とする。

①中・近世を主年代とする遺跡の発掘調査に関連する業務の実務経験が通算2年以上ある者。

②学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下同じ。）で考古学の専門知識、方法論及び実技に関する学科目を専攻した者で、同専攻を卒業又は終了し、埋蔵文化財発掘調査に関連する業務の実務経験が通算10年以上ある者。または、埋蔵文化財発掘調査に関連する業務の実務経験が通算15年以上ある者。

4 成果品

(1) 遺物実測図原図

①原図 ②拓本 一式

(2) 遺物実測図台帳（データ及びプリントアウト） 一式

(3) 遺物実測図デジタルトレース図（データ及びプリントアウト） 一式

(4) 遺物実測図デジタルトレース図台帳（データ及びプリントアウト） 一式

(5) 遺構実測図デジタルトレース図（データ及びプリントアウト） 一式

(6) 遺構実測図デジタルトレース図台帳	一式
(7) 遺物写真（データ及びプリントアウト）	一式
(8) 遺物写真台帳（データ及びプリントアウト）	一式
(9) 遺物観察表（データ及びプリントアウト）	一式
(10) 遺物所見（データ及びプリントアウト）	一式
(11) 協議・打合せ等を行った場合 協議録綴	一式

実測対象遺物

種類	調査区	グリッド・遺構等	層位	遺物種別	石材 器種 部位 等	日付	大きさの目安 (cm) 横×縦	拓本 (面)
石製品	1工区		表土	石鍾		20200925	5×6	
	1工区	中段	崩落埋土	黒曜石		20201008	3.2×2.2 厚さ1.4	
	1工区	中段	崩落埋土	石臼		20201023	17×8 厚さ5	1
	1工区	トレンチ2	53層	砥石		20201012	8.5×8 厚さ6.5	
	1工区		廃土中	砥石		20201012	14×7 厚さ6	
	1工区	中段SX01	16層	砥石	薄手	20201021	長さ7.5×幅4.3 厚さ1.2	
	1工区	上段	表土	滑石	直方体 使用痕あり	20201113	1.3×1.8×1.0	
	1工区	中段SX01	44層	火打石	チャート	20201023	3×2 厚さ1.5	
土師器・瓦質土器	2工区		表土	火打石	チャート	20201113	4×3 厚さ1.8	
	1工区		表土	土師器	椀 底部	20200923	9.5×6 高さ4	
	1工区		表土	瓦質土器	火鉢口縁部 梅紋 口縁凸 突帯1条	20200929	6×3	1
	1工区		表土	瓦質土器	口縁部 灰色を呈す	20200929	6×4.5	
	1工区	中段	崩落埋土	土師質土器	擂鉢 内面黒色 カキメ有か	20201007	6×7 高さ6	1
	1工区	中段	崩落埋土	瓦質土器	火鉢口縁部 梅紋	20201008	5.5×4.5	1
	1工区	中段	崩落埋土	瓦質土器	火鉢口縁部 無紋	20201008	5.7×4	
	1工区	中段	崩落埋土	瓦質土器	器種不明 把手が付いた平皿 把手要接合	20201009	12×7 把手(長さ4太さ2)	
	1工区	中段	崩落埋土	瓦質土器	火鉢口縁部	20201009	12×12	
	1工区	中段	崩落埋土	瓦質土器	擂鉢口縁部 カキメ	20201009	17×15	1
	1工区	中段トレンチ2		瓦質土器	火鉢	20201012	9×14	
	1工区	中段	崩落埋土	瓦質土器	火鉢 口縁部 梅紋 突帯1条 袋4と同一個体	20201012	14×6.5	1
	1工区	中段	13層	土師器	壺 口縁部～肩部 厚手	20201013	13×11 厚さ2.0	
	1工区	中段	13層	瓦質土器	火鉢底部 突帯1条 カキメなし	20201013	9.5×8 高さ2	
	1工区	中段	崩落埋土	瓦質土器	鉢か 口縁部	20201023	5×5.7	
	1工区	中段	崩落埋土	須恵器	小皿 口縁部	20201023	3×2.5	
	1工区	中段SX01	57層	瓦質土器	擂鉢 口縁部 カキメ 口縁部肥厚・薄手でベージュ色	20201026	13×9	1
	1工区	中段SX01	16層	瓦質土器	火鉢 口縁部 突帯2条 不鮮明だがスタンプ有	20201027	7.2×9.5	1
	1工区	中段	崩落埋土	土師質土器	火鉢 底部 突帯1条	20201027	12×9 高さ8	
	1工区	中段SX01	58層	土師器	椀か口縁部 内外面黒色がかかる	20201028	10×6 高さ5.5	
土師皿	1工区	中段SX01	60層No.1	瓦質土器	火鉢 口縁部細片 梅紋	20201104	3.5×6	1
	1工区	中段SX01	崩落埋土	瓦質土器	擂鉢口縁部細片 カキメ	20201109	5×7.5高さ7.5	1
	1工区	中段SX01	70層	瓦質土器	口縁部細片 突帯2条 梅紋	20201116	7.5×7	1
土師皿	1工区	中段SX01	12層	土師質土器	火鉢口縁部細片 梅紋 突帯2条	20201116	9.5×12	1
	1工区	中段	崩落埋土	土師皿	口縁部から底部 糸切	20201023	復元径14 高さ3.5 残存1/4	1
	1工区	中段SX01	55層	土師皿	底部 糸切	20201116	5.2×4.5 高さ3	1
陶磁器類	1工区	中段SX01	56層	土師皿	底部 糸切	20201116	6.5×5.5 高さ1.5 残存1/4	1
	1工区		表土	青磁	椀 底部完存 見込みに紋	20200929	10×7.5 高さ3	
	1工区		表土	磁器	椀 高台部分 被熱か	20200929	5×4.5 高さ2	
	1工区	中段	崩落埋土	陶器	耳付き壺 口縁部～肩部 内外面：褐釉 袋6のと同じ個体	20201009	15×16	
	1工区	中段	崩落埋土	青磁	口縁部	20201012	2.7×2.2	
	1工区	下段		磁器	皿 口縁部 染付 内外面文様 高台外面砂付着	20201014	6×5	
	1工区	下段		磁器	肥前系 内外面文様	20201014	5×3.5	
	1工区	中段SX01	55層	青磁	椀 口縁部	20201018	6.5×5.5	
	1工区	上段		磁器	紅皿 細片	20201021	2.5×1.7	
	1工区	中段	崩落埋土	磁器	青花 皿 内外面文様 底部完存	20201023	径10.5 高さ2.6 口縁部の1/2が欠損	
	1工区	中段SX01	61層	磁器	小型の椀 肥前系 見込み圏線 内面文様	20201026	8×5.5 高さ4.5	
	1工区	中段SX01	60層	磁器	椀 口縁部 肥前系	20201026	8.5×3 高さ3.2	
	1工区	中段SX01	16層	磁器	端反椀 口縁部 染付 外面文様 細片	20201028	2×4 高さ3	
	1工区	中段SX01	60層No.10	磁器	椀 肥前系 内外面文様 外面丸紋 袋6 8のものと接合	20201104	6×3 高さ2.8	
	1工区	中段SX01	60層No.15	磁器	椀 肥前系 見込圏線 内外面文様 丸紋	20201104	5.5×8 高さ4.5	
	1工区	中段SX01	60層	青磁	底部	20201104	4×2.5 高さ3	
	1工区	中段SX01	崩落埋土	青磁	皿	20201109	5×3 高さ2.5	
	1工区	中段SX01	75層	青磁	口縁部細片 同安窯か	20201113	2.5×2	
	1工区	中段	崩落埋土	磁器	椀 口縁部細片 染付 見込み圏線 内面口縁部文様 外面文様	20201116	5×5 高さ4.3	
	2工区		表土	磁器	青花 口縁部 内外面文様	20201116	2.4×1.3	
瓦	1工区	上段トレンチ	5 2層	瓦	丸瓦細片 コビキA痕	20201119	8.5×6 厚さ2.5	1
他	1工区	中段SX01	29層	硯	細片	20201116	3.6×1.8 厚さ0.9	
金属製品	1工区	中段	崩落埋土	釘(角)	釘(角)	20201008	長さ5.5 太さ0.6	
	1工区	中段	トレンチ2	鉄滓	鉄滓	20201009	7×6 厚さ2.5	
	1工区	中段	トレンチ2	鉄滓	鉄滓	20201012	8×5 厚さ3.2	
	1工区	中段	トレンチ2	鉄滓	鉄滓	20201012	5×3.5 厚さ3.5	
	1工区	中段SX01	44層	釘(角)	釘(角)	20201020	長さ5.5 太さ0.6	
	1工区	中段SX01	44層	釘(角)	釘(角)	20201020	長さ6.2 太さ0.7	
	1工区	下段SK01		寛永通宝	寛永通宝(下半分欠損 裏面：無紋)	20201021		1

水俣城跡発掘調査出土遺物等整理業務特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は水俣城跡発掘調査出土遺物等整理業務委託（以下、本業務という。）に適用する。

(定義)

第2条 本仕様書では、委託者（水俣市）を「甲」とし、受託者を「乙」とする。

(主任調査員)

第3条 主任調査員は、一連の作業の統括者として本業務の作業従事者を指揮し、考古学的精度管理及び工程管理を行う。

2 主任調査員について、甲が適正でないと判断した場合は、乙に対し交替を命ずることができる。この場合乙は、速やかに後任者を選任し甲の承諾を得なければならない。

(業務の内容及び数量)

第4条 本業務の内容及び数量は、別紙「水俣城跡発掘調査出土遺物等整理業務仕様書」のとおりである。

2 業務に必要な遺物運搬、資機材及び作業場所の調達・管理及び業務に従事する人員の確保・労務管理は、乙が行なう。

(業務工程表)

第5条 乙は、契約締結後14日以内に、本特記仕様書に基づいた業務工程表を作成し、甲に提出するものとする。

第2章 業務の詳細

(石製品実測)

第6条 石製品の遺物実測図の作成は、次のとおり行なう。

- (1) 実測は原寸実測であること。
- (2) 打製石器は、剥離面輪郭線及びリング、フィッシャーにより剥離の切合いを明確に表現すること。また、リング、フィッシャーは石材の特質を表現すること。
- (3) 断面図の作図位置は横線で表示し、各実測面の間隔は甲の担当者指示によること。
- (4) 実測図の展開について詳細は甲の担当者に確認をすること。
- (5) 実測図は甲の担当者の検査を受けたのちトレース図の作成に着手すること。
- (6) 用紙は、薄青色の方眼を印刷したトレース紙を使用すること。

(土師器・瓦質土器、陶磁器実測)

第7条 土師器・瓦質土器、陶磁器の遺物実測図の作成は、次のとおり行なう。

- (1) 手測り実測を基本とする。
- (2) 実測は原寸実測であること。
- (3) カキメ・スタンプによる施文等は拓本を採ること。
- (4) 陶磁器の文様はデジタルカメラで撮影し実測図と合成するものとする。
- (5) 陶磁器は、デジタルカメラで外面・外面のほか、遺物の状況に応じ必要な面の撮影を行うこと。
- (6) 実測作業は、2H又は3Hの鉛筆、若しくは製図用シャープペンシルを使用し、フリ

ーハンドによる明瞭な線で表現する。なお、線で表現できない場合は文章による注記で表現することを基本とする。

- (7) 実測図には、遺跡名、遺物番号、種類及び器種、法量、残存率、胎土、色調（農林水産省農林水産技術協会監修『標準土色帖』を参照すること）、焼成、内外面調整、文様の種類、実測者名及び実測年月日、実測図番号、その他特記事項を記入すること。
- (8) 顔料・スス等が確認された場合、全て詳細に図化等を行うこと。
- (9) 実測図の確認後、甲の担当者の検査を受けたのちトレース図の作成に着手すること。
- (10) 用紙は、薄青色の方眼を印刷した方眼紙を使用すること。

(遺物実測図・遺構実測図デジタルトレース)

第8条 遺物・遺構実測図のデジタルトレース作成は、次のとおり行う。

- (1) 実測図を解像度 1,200dpi 以上のスキャナを用いて Adobe Photoshop を用いコンピューターに読み込んでラスター化し、トレースしてベクトルデータに編集して作成する。
- (2) 使用するドローソフトは Adobe Illustrator とし、バージョンは甲乙協議の上定める。
- 2 拓本はスキャンし遺物実測図のデジタルトレース図と合成する。
- 3 陶磁器はデジタルカメラで撮影したデータを、補正等を行い遺物実測図のデジタルトレース図と合成する。
- 4 仕上がりの線の太さや網掛け等は、甲の担当者と協議のうえ決定する。

(写真撮影)

第9条 写真撮影作業は、甲の監督員の指示のもと、次のとおり行う。

- (1) 写真撮影は 3,000 万画素以上のデジタル一眼レフカメラを用い、それぞれ RAW 形式及び JPEG 形式で保存すること。写真はそれぞれの型式で別のフォルダに格納すること。
 - (2) 写真撮影は、適性露出で撮影する。
 - (3) 実測図では表現できない遺物の形状や特徴、質感や量感、製作・調整技法が鮮明に撮影される方法を用いなければならない。
- 2 撮影に使用する資機材は、乙が準備する。

(遺物観察表作成)

第10条 遺物実測を通して得た遺物についての観察を、遺物観察表にまとめるものとする。

- 2 石製品の遺物観察表の記載事項は、以下を基本とし、甲の担当者と協議のうえ決定する。
番号、出土位置、器種、石材、法量（長さ、幅、厚さ、重さ）、備考
- 3 土師器・瓦質土器の遺物観察表の記載事項は、以下を基本とし、甲の担当者と協議のうえ決定する。

番号、出土位置、種類、器種、法量、焼成、調整（内外面）、色調（内外面）、備考

- 4 陶磁器の遺物観察表の記載事項は、以下を基本とし、甲の担当者と協議のうえ決定する。
番号、出土位置、種類、器種、法量、胎土の色調、釉薬の色調・種類、施釉部位、焼成、色調（内外面）、含有鉱物、調整（内外面）、備考

(遺物所見)

第11条 遺物所見は、基本的なことや、図や写真では表現できないものについて正確にわかりやすく簡潔に記述するものとする。

第4章 その他

(資料等の保管)

第12条 本業務の実施のため甲が引渡した遺物、遺構実測図原図その他業務に必要な資料及び業務により作成された資料一式（以下「資料等」という。）は、本業務の実施期間中は乙の責任において管理・保管すること。

2 資料等は、地震等の災害発生時に毀損・滅失しないよう確実に保管すること。

(帰属・著作権)

第13条 本業務の実施により作成された資料（実測図、写真、台帳、データその他記録類一式）の著作権は甲にあり、本業務の実施期間中においても同様であるものとする。

(業務の再委託)

第14条 乙は、本業務の全部又は一部を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(その他)

第15条 この仕様書に明記されていない事項について疑義が生じたときは、速やかに甲、乙協議のうえ解決する。

										設計年月日		令和8年10月6日			
工 種		業 務 番 号	令和8年度 教育生 第26号	課 長		課 長 補 佐		主 幹		係 員		精 算		設 計	
成果品提出先				水俣市教育課											
参考 数量 令和8年度 水俣城跡発掘調査出土遺物等整理業務 設計書															
工		期						着 工 期 日		令和 年 月 日					
								竣 工 期 日		令和 9年 3月31日					
請 負 金 額								請 負 人							
設 計 用 紙 水 俣 市															
業 務 概 要		水俣城跡発掘調査出土遺物等整理業務 業務委託期間: 契約締結日から令和9年3月31日 (水) 業務内容 遺物実測及びデジタルトレース 拓本 遺物写真撮影 遺物観察表作成 遺物所見作成 遺構実測図デジタルトレース													

内訳書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
直接費						
遺物実測及びデジタルトレース						
石錘		1.0	点			平面2 断面1
黒曜石		1.0	点			平面2 断面1
石臼		1.0	点			平面2 断面1
砥石		3.0	点			平面3 断面1
滑石		1.0	点			平面2 断面1
火打石		2.0	点			平面3 断面1
土師器・瓦質土器		23.0	点			基準面実測
土師皿		3.0	点			基準面実測
陶磁器（青磁・染付ほか）		19.0	点			基準面実測 内外面等写真撮影及び写真はめ込み、補正含む
瓦		1.0	点			平面2 断面2
硯		1.0	点			平面2 断面1
鉄滓		3.0	点			平面1 断面1
銅銭		1.0	点			断面1
角釘		3.0	点			平面1 断面1
拓本		18.0	点			
遺物写真撮影		63.0	点			
遺物観察表作成		63.0	点			
遺物所見作成		63.0	点			
遺構実測図デジタルトレース		21.0	枚			
遺物搬入搬出・打合せ・校正費		5.0	回			
小 計						
間接費						
諸経費						直接費× %
小 計						
合 計						
端数処理						
再 計						千円止
地方消費税及び消費税						
総 計						